

はじめに

学校教育は、教職員と児童生徒の触れ合いを通じて成り立っています。教職員の心身の健康は、子どもたちの成長や教育活動に大きな影響を与えるため、教職員が健やかに教育に携わることが何よりも重要です。

令和6年12月に公表された文部科学省「令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、病気休職者数は9,408人（全教職員数の1.02%）で、令和4年度と比較して615人（6.99%）増加しました。そのうち、精神疾患による病気休職者は7,119人（全教職員数の0.77%）で、令和4年度（6,539人）から580人（8.87%）増加し、過去最多となっています。

学校においては、使用者（教育長・校長）には安全配慮義務があり、教職員の心身の健康と安全を確保する責任があります。しかし近年、安全配慮義務をめぐる訴訟も増えており、学校現場における適切な安全配慮の取り組みがより一層求められています。

また、教職員が健康で安全に働ける職場環境を整えるためには、管理職だけでなく、すべての教職員が安全衛生活動に主体的に関わることも重要です。そのためには、安全衛生管理体制を整備し、計画的に運用するとともに、その実効性を高めていくことが求められます。

本冊子では、公立学校におけるより良い教育環境の実現に向けた活動を進めるため、前半に学校の管理職、学校外組織（教育委員会など）、そして教職員の皆様にそれぞれ取り組んでいただきたい基本的な事項をまとめ、後半に衛生委員会の実施例を掲載しました。

本冊子が、各学校における労働安全衛生管理体制の構築・改善に役立ち、教職員の皆様が健康で安全に働ける環境づくりに貢献できれば幸いです。

令和7年3月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会